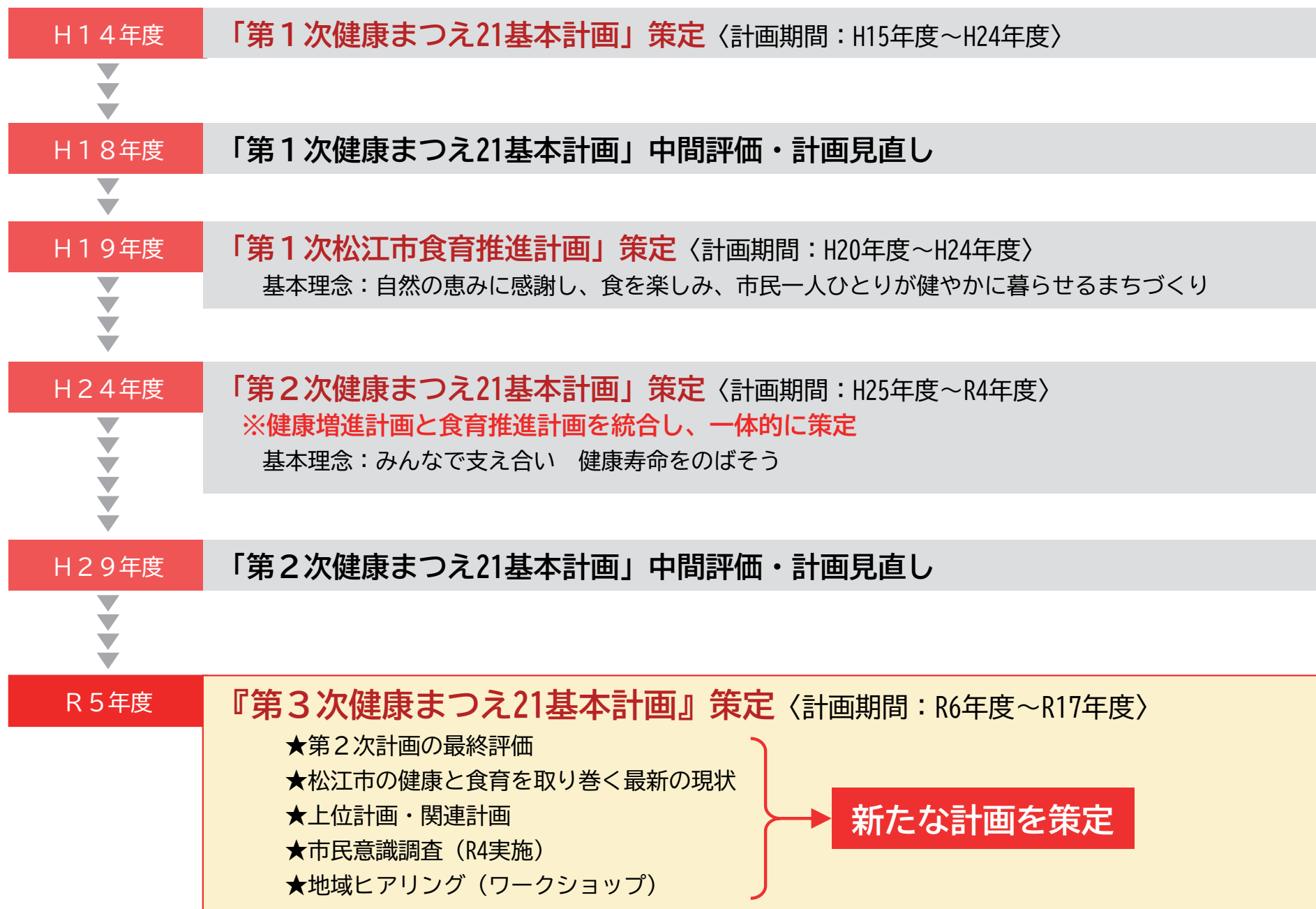


第3次健康まつえ21基本計画の 策定について

令和5年7月27日

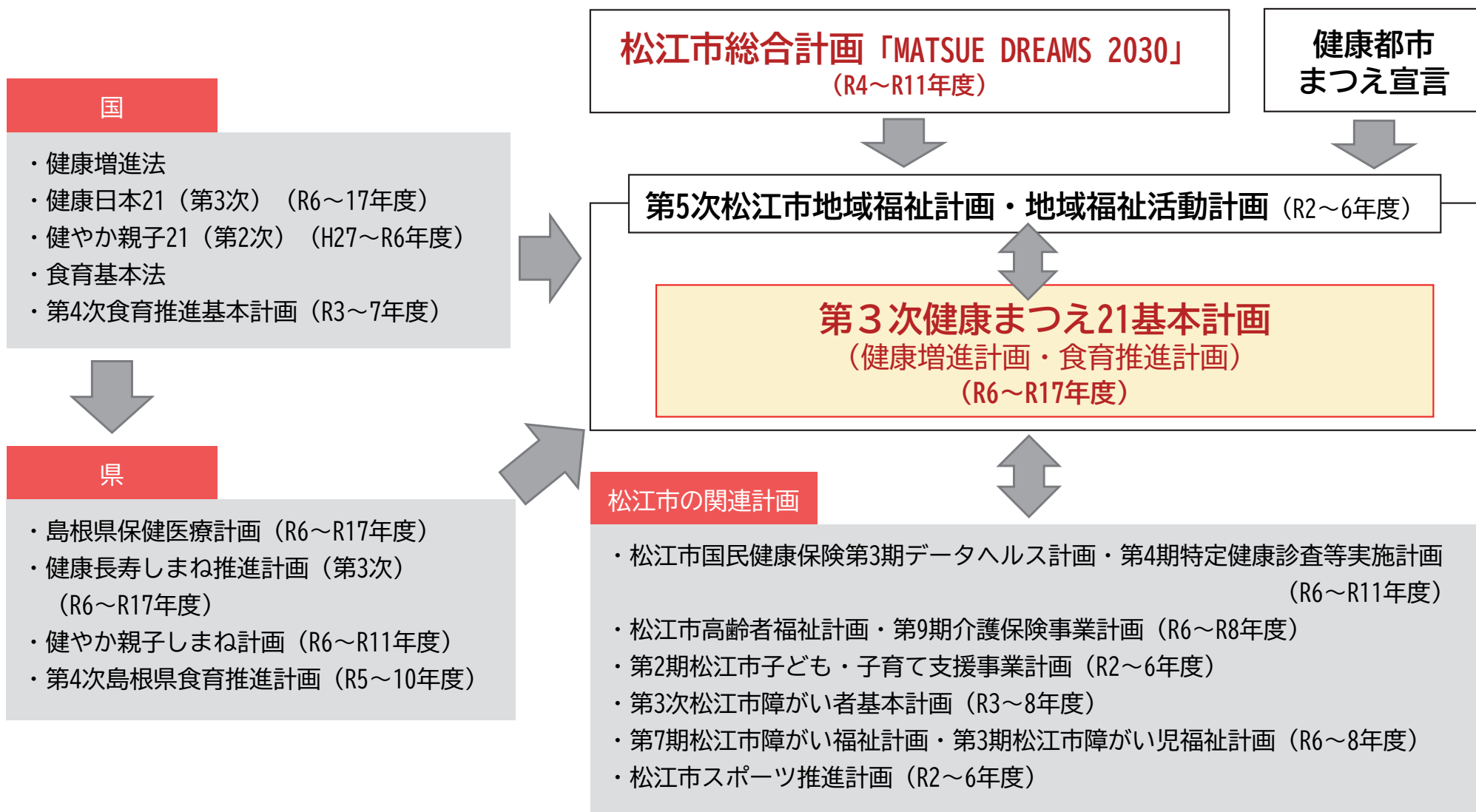
健康まつえ21基本計画（健康増進計画・食育推進計画）のこれまでの経緯



第3次健康まつえ21基本計画の位置付け

本計画は、健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項に基づく「市町村健康増進計画」と食育基本法平成17年法律第63号）第18条に基づく「市町村食育推進計画」を一体的に策定するものです。

また「松江市総合計画」及び「松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を上位計画とし、関連する各分野の計画と整合性を持ち、本市の健康づくりの実行計画として各種事業を実施します。



策定スケジュール

